

## 放置自転車について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年4月5日）

私が意見したいのは大学構内におけるの放置自転車に関して、です。

現在校内にはあふれんばかりの自転車が置いてあり、その自転車の中には卒業生がそのまま置きのこしていったと思われるもの（明らかに錆び方が異常、サドルがない、等々）が非常に多く見受けられます。これでは駐車ラインを越えた余剰分の自転車が通行困難な個所を生み出すばかりか、景観的にも非常に印象が悪いと思われます。そこで時間がかかってもいいので、校内に放置されている自転車の撤去をお願いしたいです。

ただ、どれが撤去できる自転車であるのかを見分けないことには撤去ははかどりません。

そこでひとつ思いつきなのですが、京都大学構内に自転車をおくことを許可するステッカーシールを現京大生および毎年新入生に配布するというのはいかがでしょうか。まず現京大生に一人一枚卒業年度が印字されたシールを配布し、それをある一定期間の猶予を設けて張ってもらいます。猶予期間が過ぎた後、シールを張っていない自転車を撤去します。これで理論上全自転車にシールが貼ってあることとなります。そして次年度以降このような放置自転車がまた目立つ場合には、ステッカーに印字された卒業年度をみて自転車を撤去します（卒業年度をすぎた自転車は放置自転車とみなせます）。

このシステムだと学生は「大学側が卒業後に勝手に自転車を処分してくれる」と思ってしまふかもしれないので、年に一度大学構内に撤去業者を呼ぶなど対策は必要かもしれません。しかしこれで大学の景観に劇的な変化がみられると私は期待しています。どうでしょうか。

【回答】（回答日：2016年4月14日）

（施設部プロパティ運用課より）

貴重なご意見をありがとうございます。

大学におきましても、放置自転車については頭を痛めているところであり、昨年度は、本部構内では1,000台を越える自転車を9回に分けて業者により撤去しました。

毎年1,000台前後の放置自転車を撤去しておりますが、撤去対象自転車を見分ける方法として、錆びている、パンクしている、汚れている等、外見から長期間使用していないと認められる自転車について、ハンドル部分等に1ヶ月の撤去期限を明示したシールを貼り、1か月後にそのシールがはがされておらず、そのままの状態で見つけられている自転車について撤去対象自転車と認め撤去しております。

なお、ステッカーシールにつきましては、学内の交通委員会等で検討させていただきます。

また、自転車の整理・整頓は日々行っているところではございますが、お気づきの点がございましたら施設部プロパティ運用課までご連絡いただければ対応させていただきます。ありがとうございました。